

智を磨く

豊田市立飯野小学校

令和 7年 7月10日 No.16

＜学校だより＞文責：大村 齋人

TEL:(0565)76-2504

E-mail:s-iino@toyota.ed.jp



ドラマ「明日はもっと、いい日になる」から

今週から始まったドラマ「明日はもっと、いい日になる」(毎週月曜 21 時) を観ました。福原 遥さんが主演を務め、児童相談所を舞台に描かれるハートフルなドラマでした。とても面白かったので、来週が待ち遠しいです。

ドラマは児童相談所が舞台なので、当然、虐待が扱われます。よい機会なので、今号では児童虐待について啓発的な内容をお伝えします。

1 虐待が子どもに及ぼす影響

①身体的影響	②知的発達面への影響	③心理的影響
外傷のほか、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられます。愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあります。	安心できない環境で生活することや、学校への登校もままならない場合があります。そのため、もともとの能力に比しても知的な発達が十分得られないことがあります。	他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど対人関係における問題が生じたり、自己肯定感が持てない状態となったり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、多動などの症状が表れたりすることがあります。

2 虐待とは

虐待の種類は概ね次の4タイプに分類されますが、多くの事例においては、いくつかのタイプの虐待が複合していることに注意しなければなりません。子どもの前での暴言や暴力を伴う激しい夫婦喧嘩は心理的虐待に当たります。

身体的虐待	・殴る ・蹴る ・叩く ・投げ落とす ・激しく揺さぶる ・やけどを負わせる ・家の外へしめだす など
心理的虐待	・言葉により脅かす ・無視する ・きょうだい間での差別的扱い ・父母が児童の面前で言い争う、暴言を吐く、暴力を振るう など
ネグレクト	・ひどく不潔なままにする ・食事を与えない ・乳幼児を家に残して外出する ・自動車の中に放置する ・重い病気になっても病院に連れていかない など
性的虐待	・子どもへの性的行為 ・性的行為を見せる ・ポルノグラフィーの被写体にする など

【次のページに続きます。】

しつけとは、こどもに社会性をもたせ、自立させるために行う家庭内での教育のことです。大人の都合や期待を押し付け、体罰や言葉で責めたりして、従わせることはもちろん、発達を無視した早期教育などの不適切な行為は「しつけのつもり」でも、子どもにとって有害ならば「虐待」になります。

愛の鞭 ゼロ作戦

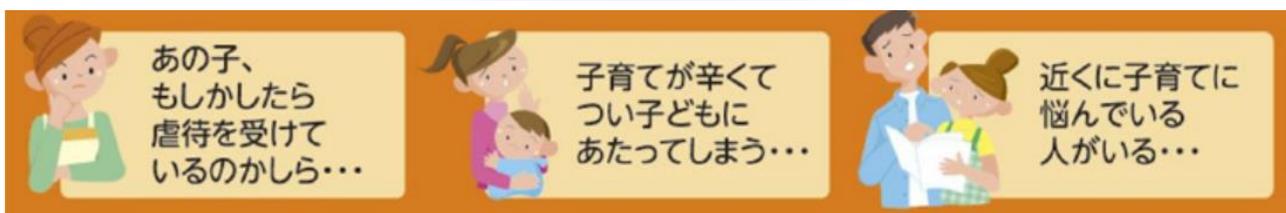
- 1 子育てに体罰や暴言を使わない
- 2 こどもが親に恐怖を持つと、子どもはSOSを伝えられない
- 3 爆発寸前のイライラをクールダウン
- 4 親自身がSOSを出そう
- 5 子どもの気持ちと行動を分けて考え、子どもの育ちを応援

3 学校・教職員の役割と責務

児童虐待防止法によって学校・教職員に求められる主な役割は、以下の①～④の4点です。特に、関係機関への通告は「義務」とされています。

- ①虐待の早期発見に努めること（努力義務）【第5条第1項】
- ②虐待を受けたと思われる子どもについて、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）【第6条】
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【第5条第2項】
- ④虐待防止のため子ども等への教育に努めること（努力義務）【第5条第3項】

4 相談窓口



豊田市役所 こども相談課 電話 0565-34-6965
豊田市役所 家庭児童相談室 電話 0565-35-1152

(参考資料)

- ・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省 令和6年2月）
- ・豊田市役所こども相談課家庭児童相談担当作成 啓発チラシ